

第 711 号 ( 平 成 20 年 10 月 3 日 発 行 )	発 行 日 5 日 、 15 日 、 25 日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発 行 所
	横 浜 市 役 所
	横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

	頁
<b>[規則]</b>	
△ 横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】	3
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】	7
△ 横浜市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則【道路局管理課】	13
<b>[告示]</b>	
△ 平成20年度横浜市一般会計補正予算(第2号)ほか1件の要領公表【行政運営調整局財政課】	14
△ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局事業指導室】	15
△ 結核健康診断実施義務者に対する補助金交付基準【健康福祉局健康安全課】	16
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の決定【まちづくり調整局都市計画課】	17
△ 同 【まちづくり調整局都市計画課】	21
△ 横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の決定【まちづくり調整局都市計画課】	26
△ 横浜国際港都建設計画高度利用地区の変更【まちづくり調整局都市計画課】	28
△ 市道路線の認定【道路局路政課】	30
△ 市道路線の廃止【道路局路政課】	33
△ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	37
△ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	41
△ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	42
△ 県道区域の変更【道路局路政課】	64
△ 市道区域の変更【道路局路政課】	65
△ 自転車及び歩行者専用道路の指定【道路局路政課】	67
△ 横浜市道路占用許可基準の一部改正【道路局管理課】	68
△ 横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局資産運用課】	70
<b>[公告]</b>	
△ 行政文書の開示等の運用状況【市民活力推進局市民情報室】	72
△ 個人情報の開示等の運用状況【市民活力推進局市民情報室】	74
△ 地域療育センターの指定管理者の指定【こども青少年局障害児福祉保健課】	77
△ 公園の一時利用停止【環境創造局水・緑管理課】	78
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済観光局産業立地調整課】	79
△ 大規模小売店舗の廃止の届出【経済観光局産業立地調整課】	80
△ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧【まちづくり調整局都市計画課】	81
△ 建築協定に加わる意思の表示【まちづくり調整局建築企画課】	82
△ 都市計画法に基づく除却命令【まちづくり調整局違反对策課】	83
△ 建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催【まちづくり調整局建築環境課】	84
△ 開発行為に関する工事の完了【まちづくり調整局調整区域課】	85
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	86
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	87

△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	88
△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	89
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【まちづくり調整局調整区域課】	90
△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	91
△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	92
△	建築基準法に基づく道路の一部廃止	【まちづくり調整局建築道路課】	93
<b>【区告示】</b>			
△	地縁による団体の認可の告示事項の変更	【南区地域振興課】	94
△	同	【南区地域振興課】	95
△	地縁による団体の認可	【港南区地域振興課】	96
<b>【区公告】</b>			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効	【港北区総務課】	97
△	横浜市中区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定	【中区福祉保健課】	98
<b>【教育委員会】</b>			
△	横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	【学校計画課】	99
<b>【人事委員会】</b>			
△	公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	100
<b>【市会】</b>			
△	平成20年第3回市会定例会会議事項（第1日）	【議事課】	101
△	同	（第2日）【議事課】	103
△	同	（第3日）【議事課】	104
<b>【正誤】</b>			
			109

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月3日

横浜市長 中 田 宏

横浜市規則第88号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号を次のように改める。

(2) 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号。以下「日本標準産業分類」という。）に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る指定事業所が、別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉若しくはし尿処理施設又は同表の61の項に掲げるボイラー若しくは冷暖房施設のみを設置する場合 条例第3条第2項第5号から第14号までに掲げる事項のうち当該施設と直接関連することのない事項

ア 農業（耕種農業（もやし栽培農業に係るものを除く。）及び畜産農業（養蚕農業を除く。）に限る。）

イ 建設業

ウ 電気業（発電所を除く。）

エ ガス業（ガス製造工場を除く。）

オ 水道業（下水道業（下水処理場に係るものに限る。）を除く。）

カ 情報通信業（新聞業及び出版業を除く。）

キ 運輸業、郵便業

ク 卸売業、小売業（再生資源卸売業を除く。）

ケ 金融業、保険業

コ 不動産業、物品賃貸業

カ サ 学術研究、専門・技術サービス業

シ 宿泊業、飲食サービス業

ス 生活関連サービス業、娯楽業

セ 教育、学習支援業（動物園、植物園、水族館を除く。）

ソ 医療、福祉（医療業（病院に限る。）及び保健衛生を除く。）

タ 複合サービス事業

チ サービス業（他に分類されないもの）（次に掲げるものを除く。）

- (ア) 一般廃棄物処理業（し尿処分業及びごみ処分業に限る。）
- (イ) 産業廃棄物処理業（産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に限る。）
- (ウ) その他の廃棄物処理業（死亡獣畜取扱業に限る。）
- (エ) と畜場

第 11 条 第 1 項を次のように改める。

条例第 6 条 第 1 項に規定する規則で定める者は、日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る指定事業所を設置しようとする者とする。

- (1) 農業（もやし栽培農業に係るものに限る。）
- (2) 製造業
- (3) 電気業（発電所に限る。）
- (4) ガス業（ガス製造工場に限る。）
- (5) 下水道業（下水処理場に係るものに限る。）
- (6) 情報通信業（新聞業及び出版業に限る。）
- (7) 卸売業、小売業（再生資源卸売業に限る。）
- (8) 医療、福祉（保健衛生に限る。）
- (9) サービス業（他に分類されないもの）（次に掲げるものに限る。）

- ア 一般廃棄物処理業（し尿処分業及びごみ処分業に限る。）
- イ 産業廃棄物処理業（産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に限る。）
- ウ その他の廃棄物処理業（死亡獣畜取扱業に限る。）
- エ 自動車整備業
- オ 機械修理業（電気機械器具を除く）
- カ 電気機械器具修理業
- キ と畜場

第 28 条に次の 1 号を加える。

- (14) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）

第 33 条 第 2 項 第 1 号 ア 中「を測定する」を「を算定する」に改め、同項 第 2 号を次のように改める。

- (2) 窒素酸化物にあっては、排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量を規格 Z8808 に定める方法により、窒素酸化物の濃度を規格 K0104 に定める方法により、次に掲げる頻度でそれぞれ測定して、窒素酸化物の量を算定すること。

- ア 当該排出ガス量が 40,000 立方メートル未満の排煙発生施設にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を 6 月に 1

回以上それぞれ測定すること。

イ 当該排出ガス量が 40,000 立方メートル以上の排煙発生施設にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を 2 月に 1 回以上それぞれ測定すること。ただし、当該排出ガス量が 40,000 立方メートル以上の排煙発生施設のうち、大気汚染防止法第 5 条の 2 第 1 項に規定する特定工場等に設置されるばい煙発生施設にあっては、当該排出ガス量を 2 月に 1 回以上測定し、及び窒素酸化物の濃度を常時測定すること。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、ガス発生炉のうち燃料電池用改質器にあっては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を 5 年に 1 回以上それぞれ測定すること。

第 43 条第 2 項中「規制基準」を「廃棄物焼却炉に係る基準」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「第 47 条第 1 項」を「第 47 条第 1 項ただし書」に改め、同項第 1 号中「日本標準産業分類表」を「日本標準産業分類」に改める。

第 51 条第 1 項を次のように改める。

条例第 55 条第 1 項に規定する規則で定める業は、日本標準産業分類に定める次に掲げるものとする。

- (1) 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
- (2) 一般公衆浴場業
- (3) その他の公衆浴場業
- (4) ボウリング場
- (5) ゲームセンター

第 53 条第 1 項を次のように改める。

条例第 60 条第 1 項に規定する規則で定める営業は、日本標準産業分類に定める次に掲げるものとする。

- (1) 卸売業、小売業（小売業に係るものに限る。）
- (2) 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
- (3) 一般公衆浴場業
- (4) その他の公衆浴場業
- (5) ボウリング場
- (6) ゲームセンター

第 57 条第 1 項第 4 号中「第 14 条第 4 項」を「第 14 条第 6 項」に改める。

第 62 条第 2 項中「日本標準産業分類表」を「日本標準産業分類」に改める。

附則第 4 項中「同条第 2 号ウ」を「同条第 3 号ウ」に改める。

附則第 6 項中「日本標準産業分類表に定める公衆浴場業」を「日本標準産業分類に定める一般公衆浴場業」に改める。

別表第 1 の 56 の項中「日本標準産業分類表」を「日本標準産業分

類」に改める。

別表第 11 備考 8 (25) 中「又は環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法」を削り、同表備考 8 (26) 中「34 に定める方法又は規格 K 0102 の 34」を「34.1 若しくは 34.2」に、「34.1C」を「34.1c」に改める。

別表第 12 の 1 (1) の備考 1 を次のように改める。

1 「新設」とは、昭和 46 年 9 月 11 日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。ただし、次に掲げる事業所については、それぞれ次に掲げる日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を「新設」という。

(1) 廃棄物の最終処分場 昭和 62 年 9 月 10 日

(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって、1 日当たりの排水の量が 50 m<sup>3</sup> 未満のもの 平成 10 年 4 月 1 日

ア 製造業（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）に限る。）

イ 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業を除く。）

ウ 卸売業、小売業

エ 不動産業、物品賃貸業（駐車場業及び物品賃貸業に限る。）

オ 学術研究、専門・技術サービス業

カ 宿泊業、飲食サービス業

キ 生活関連サービス業、娯楽業（旅行業を除く。）

ク 教育、学習支援業

ケ 医療、福祉

コ 複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）

サ サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物の最終処分場に係るものを除く。）

別表第 12 の 1 (1) の備考 4 (3) 中「付表 6」を「付表 7」に改め、別表第 12 の 1 (2) の表及び備考以外の部分を次のように改める。

(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち次に掲げる分類に係る事業所であって、1 日当たりの排水の量が 20 m<sup>3</sup> 未満のもの（(3) に該当するものを除く。）及び平成 10 年 4 月 1 日前に設置された 1 日当たりの排水の量が 50 m<sup>3</sup> 未満のもの（同日前から設置の工事がされているものを含み、(3) 又は(4) に該当するものを除く。）並びにし尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所（(3) 又は(4) に該当するものを除く。）に係る排水についての基準

- ア 製造業（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）に限る。）
- イ 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業を除く。）
- ウ 卸売業、小売業
- エ 不動産業、物品賃貸業（駐車場業及び物品賃貸業に限る。）
- オ 学術研究、専門・技術サービス業
- カ 宿泊業、飲食サービス業
- キ 生活関連サービス業、娯楽業（旅行業を除く。）
- ク 教育、学習支援業
- ケ 医療、福祉
- コ 複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）
- サ サービス業（他に分類されないもの）

別表第 12 の 1 (2) の備考 3 (3)、別表第 12 の 1 (3) の備考 3 (3)、別表第 12 の 1 (4) アの備考 3 (3) 及び別表第 12 の 1 (4) イの備考 2 (3) 中「付表 6」を「付表 7」に改める。

別表第 15 砒素及びその化合物の項中「又は 61.3」を「、61.3 又は 61.4」に改め、同表中

「

0.01	規格 K 0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法
------	---------------------------------

」

を「

セレンとして 0.01	規格 K 0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
-------------	--------------------------------------

」

に、「

規格 K 0125 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
---

」

を「

規格 K 0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
--------------------------------------

」

に改め、同表ふっ素及びその化合物の項中「又は」の次に「規格 K 0102 の 34.1 c)(注<sup>(6)</sup>第 3 文を除く。)に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合において

は、これを省略することができる。) 及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。